

高知県造林事業取扱要領の一部改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">高知県造林事業取扱要領</p> <p>第1 [省略]</p> <p>(造林事業計画)</p> <p>第2 [省略]</p> <p>2 事業主体が、要綱第4条第3項に基づき取扱機関に補助金の交付の申請等を委任（以下「代理申請」という。）しようとする場合は、取扱機関に対して事業区分<u>（<a href="#">再造林等支援事業を含む</a>）</u>、事業の種類及び造林区分を明らかにして、補助金の交付を申し込むものとする。</p> <p>第3 [省略]</p> <p>(協定締結)</p> <p>第4 要綱第3条に定める事業のうち、特定機能回復事業の森林緊急造成、被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備及び林相転換特別対策並びに面的複層林施業対象森林については、市町村と協定等を締結した場合に限り、補助金の交付を行うことができるものとする。（協定書への署名は、法人を除き、原則として森林所有者等の自筆署名とすること。）</p> <p>(1)～(4) [省略]</p> <p>(5) 特定機能回復事業の林相転換特別対策については、別記1(8)<u>から(13)のいずれか</u>に準じた協定によることとする。ただし、次のアからイの記載は必須とする。</p> <p>ア <u>花粉発生源対策タイプにおいて、</u>植栽する苗木については、花粉の少ない品種とすること。</p> <p>イ <u>施業を行った翌年度の初日から10年間は皆伐を禁止すること。なお、花粉発生源タイプについては、施行地の外縁から当該施行地の伐採前に存した樹木の平均樹高の2倍以内の範囲を含めて皆伐を禁止すること。</u></p> <p>第5～10 [省略]</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第11 補助金の交付申請書を提出しようとする場合は、次の書類を綴り、又は電子データを取りまとめ、事業ごとの採択要件を満たしているか確認し提出するものとする。<u>なお、再造林等支援事業に係る補助金の申請は、原則、森林環境保全整備事業又は農山漁村地域整備交付金（以下「森林環境保全整備事業等」という。）に係る補助金の交付の申請と同時に</u>行うものとする。</p> <p>また、木材増産推進課で作成した造林補助金システムにより出力した申請データファイルを、</p>	<p style="text-align: center;">高知県造林事業取扱要領</p> <p>第1 [省略]</p> <p>(造林事業計画)</p> <p>第2 [省略]</p> <p>2 事業主体が、要綱第4条第3項に基づき取扱機関に補助金の交付の申請等を委任（以下「代理申請」という。）しようとする場合は、取扱機関に対して事業区分、事業の種類及び造林区分を明らかにして、補助金の交付を申し込むものとする。</p> <p>第3 [省略]</p> <p>(協定締結)</p> <p>第4 要綱第3条に定める事業のうち、特定機能回復事業の森林緊急造成、被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備及び林相転換特別対策<u>（<a href="#">特定スギ人工林</a>）</u>並びに面的複層林施業対象森林については、市町村と協定等を締結した場合に限り、補助金の交付を行うことができるものとする。（協定書への署名は、法人を除き、原則として森林所有者等の自筆署名とすること。）</p> <p>(1)～(4) [省略]</p> <p>(5) 特定機能回復事業の林相転換特別対策<u>（<a href="#">特定スギ人工林</a>）</u>については、別記1(8)<u>又は別記1(9)</u>に準じた協定によることとする。ただし、次のアからイの記載は必須とする。</p> <p>ア 植栽する苗木については、花粉の少ない品種とすること。</p> <p>イ 施業を行った翌年度の初日から10年間は皆伐を禁止すること。</p> <p>第5～10 [省略]</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第11 補助金の交付申請書を提出しようとする場合は、次の書類を綴り、又は電子データを取りまとめ、事業ごとの採択要件を満たしているか確認し提出するものとする。</p> <p>また、木材増産推進課で作成した造林補助金システムにより出力した申請データファイルを、</p>

補助金交付申請書に添付するものとする。

(1) ~ (4) [省略]

(交付申請書の添付書類)

第12 [省略]

(1) ~ (6) [省略]

[削除]

(7)・(8) [省略]

(9) 特定機能回復事業の林相転換特別対策の花粉発生源対策タイプで実施する一貫作業、人工造林又は樹下植栽若しくは機能回復整備事業で実施する花粉発生源植替においては、林業種苗法第18条に基づき苗木に添付された生産事業者表示表又は配布事業者表示表の写し。(花粉の少ない品種であることを示す種徳の採取場所や品種名が記載されているものに限る。)ただし、一貫作業又は人工造林において広葉樹を植栽する場合はこの限りではない

(10)・(11) [省略]

(12) 県税の滞納がないことを証明する納税証明書(全税目のもの)又は県税完納情報の提供に係る同意書(税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。)及び本人確認書類の写し(補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証の写し等。補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証の写し等。ただし、マイナンバーカードは表面のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。))とすること。ただし、県税の納税義務がない場合にあつては、その旨の申立書。

(13) ~ (15) [省略]

第13 [省略]

(補助金の査定等)

第14 木材増産推進課長は、第12による書類に基づき、別に定める「高知県造林事業査定要領」等により補助金の査定を行うものとする。

2 知事は、前項による査定結果等に基づいて補助金の額を確定(第10号様式)するとともに交付を決定し、事業主体又は取扱機関に補助金交付指令書(第11号様式)及び補助金交付指令内訳書(第12号様式)を、事務所長には、補助金交付指令内訳書を送付するものとする。

(受領した補助金の取扱い)

第15 [省略]

2 取扱機関が代理申請した森林環境保全整備事業等に係る補助金の配布は、造林補助金配布明

補助金交付申請書に添付するものとする。

(1) ~ (4) [省略]

(交付申請書の添付書類)

第12 [省略]

(1) ~ (6) [省略]

(7) 事業主体が集約化実施計画の承認を受けた者である場合は、承認書の写し。

(8)・(9) [省略]

(10) 特定機能回復事業の林相転換特別対策(特定スギ人工林)で実施する一貫作業又は人工造林若しくは機能回復整備事業で実施する花粉発生源植替においては、林業種苗法第18条に基づき苗木に添付された生産事業者表示表又は配布事業者表示表の写し。(花粉の少ない品種であることを示す種徳の採取場所や品種名が記載されているものに限る。)ただし、一貫作業又は人工造林において広葉樹を植栽する場合はこの限りではない。

(11)・(12) [省略]

(13) 県税の滞納がないことを証明する納税証明書(全税目のもの)又は県税完納情報の提供に係る同意書(税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。)及び本人確認書類の写し(補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。ただし、マイナンバーカードは表面のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。))、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号並びに運転免許証の運転免許番号及び顔写真は復元できない程度にマスキング処理を施す等すること。ただし、県税の納税義務がない場合にあつては、その旨の申立書。

(14) ~ (16) [省略]

第13 [省略]

(補助金の査定等)

第14 木材増産推進課長は、第12による書類に基づき、別に定める「高知県造林事業査定要領」により補助金の査定を行うものとする。

2 知事は、前項による査定結果に基づいて補助金の額を確定(第10号様式)するとともに交付を決定し、事業主体又は取扱機関に補助金交付指令書(第11号様式)及び補助金交付指令内訳書(第12号様式)を、事務所長には、補助金交付指令内訳書を送付するものとする。

(受領した補助金の取扱い)

第15 [省略]

2 取扱機関が代理申請した補助金の配布は、造林補助金配布明細書(第7号様式)を作成し、

<p>細書（第7号様式）を作成し、これに基づいて造林補助金配布通知書（第8号様式）を交付して行う。</p> <p>3～5 [省略]</p> <p>第16・17 [省略]</p> <p>附 則 (適用年度) [省略]</p> <p><u>この要領は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の補助金から適用する。</u></p>	<p>これに基づいて造林補助金配布通知書（第8号様式）を交付して行う。</p> <p>3～5 [省略]</p> <p>第16・17 [省略]</p> <p>附 則 (適用年度) [省略]</p> <p><u>[新設]</u></p>
--	--

第1号様式

[省略]

受付年月日	事業区分	事業の種類	造林区分		補助区分	施行形態区分	事業実施区分	施行地の所在				森林所有者及び事業主体			雇用有無			
			大区分	小区分				市町村	大字	字	地番	他地番	森林所有者(住所・氏名)	事業主体				
面積 (ha)	樹種	林齢	植栽本数	地理区分	除伐、間伐、更新伐	植栽及び伐採時期	搬出材積	路線名	幅員(m)	延長(m)	保安林種等	消費税仕入れ控除税額の有無	森林経営計画	特定間伐等促進計画	事前計画提出日			
受付年月日	事業区分	事業の種類	造林区分		補助区分	施行形態区分	事業実施区分	施行地の所在				森林所有者及び事業主体			雇用有無			
			大区分	小区分				市町村	大字	字	地番	他地番	森林所有者(住所・氏名)	事業主体				
面積 (ha)	樹種	林齢	植栽本数	地理区分	除伐、間伐、更新伐	植栽及び伐採時期	搬出材積	路線名	幅員(m)	延長(m)	保安林種等	消費税仕入れ控除税額の有無	森林経営計画	特定間伐等促進計画	事前計画提出日			
受付年月日	事業区分	事業の種類	造林区分		補助区分	施行形態区分	事業実施区分	施行地の所在				森林所有者及び事業主体			雇用有無			
			大区分	小区分				市町村	大字	字	地番	他地番	森林所有者(住所・氏名)	事業主体				
面積 (ha)	樹種	林齢	植栽本数	地理区分	除伐、間伐、更新伐	植栽及び伐採時期	搬出材積	路線名	幅員(m)	延長(m)	保安林種等	消費税仕入れ控除税額の有無	森林経営計画	特定間伐等促進計画	事前計画提出日			
受付年月日	事業区分	事業の種類	造林区分		補助区分	施行形態区分	事業実施区分	施行地の所在				森林所有者及び事業主体			雇用有無			
			大区分	小区分				市町村	大字	字	地番	他地番	森林所有者(住所・氏名)	事業主体				
面積 (ha)	樹種	林齢	植栽本数	地理区分	除伐、間伐、更新伐	植栽及び伐採時期	搬出材積	路線名	幅員(m)	延長(m)	保安林種等	消費税仕入れ控除税額の有無	森林経営計画	特定間伐等促進計画	事前計画提出日			

第2～7号様式 [省略]

第8号様式 標題・本文 [省略]

1・2 [省略]

3 交付条件

(1)・(2) [省略]

(3) 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内(特定機能回復事業の森林緊急造成、被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備及び林相転換特別対策にあっては、事業の実施後10年を経過するまでの間)に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用(補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をした後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)をする行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為(森林作業道整備事業のにより整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。)並びに補助事業で開設し、又は改良した森林作業道の全部又は一部の転用若しくは用途変更する行為その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出ること。

なお、転用の制限については別記5のとおり。

第1号様式

[省略]

受付年月日	事業区分	事業の種類	造林区分		補助区分	施行形態区分	事業実施区分	施行地の所在				森林所有者及び事業主体			雇用有無			
			大区分	小区分				市町村	大字	字	地番	他地番	森林所有者(住所・氏名)	事業主体				
面積 (ha)	樹種	林齢	植栽本数	地理区分	除伐、間伐、更新伐	植栽及び伐採時期	搬出材積	路線名	幅員(m)	延長(m)	保安林種等	消費税仕入れ控除税額の有無	森林経営計画	特定間伐等促進計画	事前計画提出日			
受付年月日	事業区分	事業の種類	造林区分		補助区分	施行形態区分	事業実施区分	施行地の所在				森林所有者及び事業主体			雇用有無			
			大区分	小区分				市町村	大字	字	地番	他地番	森林所有者(住所・氏名)	事業主体				
面積 (ha)	樹種	林齢	植栽本数	地理区分	除伐、間伐、更新伐	植栽及び伐採時期	搬出材積	路線名	幅員(m)	延長(m)	保安林種等	消費税仕入れ控除税額の有無	森林経営計画	特定間伐等促進計画	事前計画提出日			
受付年月日	事業区分	事業の種類	造林区分		補助区分	施行形態区分	事業実施区分	施行地の所在				森林所有者及び事業主体			雇用有無			
			大区分	小区分				市町村	大字	字	地番	他地番	森林所有者(住所・氏名)	事業主体				
面積 (ha)	樹種	林齢	植栽本数	地理区分	除伐、間伐、更新伐	植栽及び伐採時期	搬出材積	路線名	幅員(m)	延長(m)	保安林種等	消費税仕入れ控除税額の有無	森林経営計画	特定間伐等促進計画	事前計画提出日			

第2～7号様式 [省略]

第8号様式 標題・本文 [省略]

1・2 [省略]

3 交付条件

(1)・(2) [省略]

(3) 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内(特定機能回復事業の森林緊急造成、被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備及び林相転換特別対策(特定スギ人工林)にあっては、事業の実施後10年を経過するまでの間)に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用(補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をした後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)をする行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為(森林作業道整備事業のにより整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。)並びに補助事業で開設し、又は改良した森林作業道の全部又は一部の転用若しくは用途変更する行為その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出ること。

なお、転用の制限については別記5のとおり。

以下 [省略]

第9・10号様式 [省略]

第11号様式（補助金交付指令書） 標題・本文 [省略]

内訳

森林環境保全整備事業等	再造林等支援事業	合計

[省略]

記

1～3 [省略]

4 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内（特定機能回復事業の森林緊急造成、被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備及び林相転換特別対策にあっては、事業の実施後10年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をした後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）をする行為又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為（森林作業道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）並びに補助事業で開設し、又は改良した森林作業道の全部又は一部の転用若しくは用途変更する行為その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

以下 [省略]

以下 [省略]

第9・10号様式 [省略]

第11号様式（補助金交付指令書） 標題・本文 [省略]

[新設]

[省略]

記

1～3 [省略]

4 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内（特定機能回復事業の森林緊急造成、被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備及び林相転換特別対策（特定スギ人工林）にあっては、事業の実施後10年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をした後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）をする行為又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為（森林作業道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）並びに補助事業で開設し、又は改良した森林作業道の全部又は一部の転用若しくは用途変更する行為その他補助目的を達成することが困難となる行為を使用とする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

以下 [省略]



第15号様式 標題・表 [省略]

注1～4 [省略]

5 備考欄には、森林経営計画の対象森林にできない理由、森林所有者等への指導等の実施状況その他必要な事項について記載する。

また、特定機能回復事業（森林緊急造成）を実施した場合は、備考欄にその旨記載する（記載例：特0.15ha）。

第16・17号様式 [省略]

別記1（1）～（7） [省略]

別記1（8）

特定機能回復事業

林相転換特別対策 （花粉発生源対策タイプ） 施業協定（例）

（目的）

第1条 この協定は、林相転換特別対策 （花粉発生源対策タイプ） 施業協定（以下「協定」という。）と称し、〇〇森林組合（以下「甲」という。）が第3条に掲げる民有林において、森林所有者（以下「乙」という。）及び〇〇市（町村）（以下「丙」という。）との合意のもと、花粉発生源であるスギ人工林を伐採し、花粉の少ない品種や花粉症を発生させるおそれがないと認められる樹種へ植替えることで、花粉症対策に資することを目的とする。協定は、甲、乙及び丙の合意により締結する。

第2条 [省略]

第3条1～4 [省略]

5 乙は森林施業の実施後の翌年度の初日から起算して10年間は皆伐を行わないものとする。  
また、施行地の外縁から当該施行地の伐採前に存した樹木の平均樹高の2倍以内の範囲も皆伐を行わないものとする。

以下 [省略]

別記1（9）

特定機能回復事業

林相転換特別対策 （花粉発生源対策タイプ） 施業協定（例）

（目的）

第1条 この協定は、林相転換特別対策 （花粉発生源対策タイプ） 施業協定（以下「協定」とい

第15号様式 標題・表 [省略]

注1～4 [省略]

5 備考欄には、森林経営計画の対象森林にできない理由、森林所有者等への指導等の実施状況その他必要な事項について記載する。

また、特定森林再生事業（森林緊急造成）を実施した場合は、備考欄にその旨記載する（記載例：特0.15ha）。

第16・17号様式 [省略]

別記1（1）～（7） [省略]

別記1（8）

特定機能回復事業

林相転換特別対策 （特定スギ人工林） 施業協定（例）

（目的）

第1条 この協定は、林相転換特別対策 （特定スギ人工林） 施業協定（以下「協定」という。）と称し、〇〇森林組合（以下「甲」という。）が第3条に掲げる民有林において、森林所有者（以下「乙」という。）及び〇〇市（町村）（以下「丙」という。）との合意のもと、花粉発生源であるスギ人工林を伐採し、花粉の少ない品種や花粉症を発生させるおそれがないと認められる樹種へ植替えることで、花粉症対策に資することを目的とする。協定は、甲、乙及び丙の合意により締結する。

第2条 [省略]

第3条1～4 [省略]

5 乙は森林施業の実施後の翌年度の初日から起算して10年間は皆伐を行わないものとする。

以下 [省略]

別記1（9）

特定機能回復事業

林相転換特別対策 （特定スギ人工林） 施業協定（例）

（目的）

第1条 この協定は、林相転換特別対策 （特定スギ人工林） 施業協定（以下「協定」という。）

う。)と称し、〇〇市(町村)(以下「甲」という。)が第3条に掲げる民有林において、森林所有者(以下「乙」という。)との合意のもと、花粉発生源であるスギ人工林を伐採し、花粉の少ない品種や花粉症を発生させるおそれがないと認められる樹種へ植替えることで、花粉症対策に資することを目的とする。協定は、甲、乙の合意により締結する。

第2条 [省略]

第3条1～4 [省略]

5 乙は森林施業の実施後の翌年度の初日から起算して10年間は皆伐を行わないものとする。  
また、施行地の外縁から当該施行地の伐採前に存した樹木の平均樹高の2倍以内の範囲も皆伐を行わないものとする。

以下 [省略]

別記1 (10)

特定機能回復事業

林相転換特別対策(林野火災対策タイプ) 施業協定(例)

(目的)

第1条 この協定は、林相転換特別対策(林野火災対策タイプ) 施業協定(以下「協定」という。)と称し、〇〇森林組合(以下「甲」という。)が第3条に掲げる民有林において、森林所有者(以下「乙」という。)及び〇〇市(町村)(以下「丙」という。)との合意のもと、林野火災の発生及び延焼の危険度が高い地域において、防火林帯等を整備することで、森林の防火機能の向上を図ることを目的とする。協定は、甲、乙及び丙の合意により締結する。

(協定の期間)

第2条 協定の有効期間は、協定の締結を行った日から令和〇〇年〇〇月〇〇日(施業の実施年度の翌年度の初日から10年間以上)までとする。

(協定の対象となる森林及び施業等)

第3条 協定の対象とする森林は、林野火災特別地域対策事業の実施について(昭和45年6月16日付け45林野保第215号林野庁長官・消防防第344号消防庁長官通知)に基づく林野火災特別地域に含まれる森林とする。

2 協定の目的となる森林の区域、面積等、施業の内容及び実施時期は別紙1のとおりとし、確実な森林造成のため必要に応じ、下刈りや獣害防止対策等を実施する。

3 乙は森林施業の実施後の翌年度の初日から起算して10年間は皆伐を行わないものとする。

(事業の実行)

第4条 甲は、前条に定めるところにより、誠意を持って事業を行うものとする。

と称し、〇〇市(町村)(以下「甲」という。)が第3条に掲げる民有林において、森林所有者(以下「乙」という。)との合意のもと、花粉発生源であるスギ人工林を伐採し、花粉の少ない品種や花粉症を発生させるおそれがないと認められる樹種へ植替えることで、花粉症対策に資することを目的とする。協定は、甲、乙の合意により締結する。

第2条 [省略]

第3条1～4 [省略]

5 乙は森林施業の実施後の翌年度の初日から起算して10年間は皆伐を行わないものとする。

以下 [省略]

[新設]

(森林への立入及び施設の利用)

第5条 甲は、第3条に定める事業の実施のために必要があるときは、対象森林に随時立ち入り又は甲以外の者を立ち入らせ、あるいは対象森林の土地及び対象森林内に設置された作業路その他の施設を使用し又は甲以外の者に使用させることができる。

(費用の負担)

第6条 事業に要する費用については、甲及び乙が協議し決定する。

(協定を遵守するための措置)

第7条 丙は、第3条の森林施業等が計画的に実施されるよう指導及び助言を行うものとする。

(災害等による損害)

第8条 協定の期間中に、火災、天災その他、甲及び丙の責めに帰し得ない事由により対象森林等に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲及び丙はその責任を負わない。

2 第3条に基づき実施した施業により、対象森林の林相が著しく変化したり、又は立木その他に損害が生じた場合にあっても、甲及び丙はその責任を負わない。

(協定に係る権利及び義務の継承等)

第9条 乙は、協定の期間中において対象森林等に地上権、質権、使用賃借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下、「権利の設定」という。）をする場合又は対象森林等について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転（以下、「所有権の移転」という。）をする場合は、甲にその旨を届け出るものとする。この場合、乙は、権利の設定又は所有権の移転の相手方に、この協定に定める権利及び義務を承継させるものとする。

2 乙は、前項の規定による権利の設定又は所有権の移転に際して、この協定を解除する場合又は前項後段の規定による所有権の移転の相手方へのこの協定に定める権利及び義務の承継がなされない場合は、第3条の整備のために要した費用を甲に支払わなければならない。

3 乙は、協定の期間中に氏名又は住所に変更があった場合は、速やかにこれを甲に書面で通知するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第10条 乙が第3条第3項又は第9条第1項の規定に違反したときは、乙は甲の請求に従い、第3条のために要した費用の支払いに応じなければならない。

(特別の事情による協定の失効)

第11条 次の各号においては、この協定は、その全部又は一部についてその効力を失う。

(1) 対象森林等の全部又は一部が、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

(2) 火災、天災その他当事者の責めに帰し得ない事由により、対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

(その他)

第12条 この協定の運営に関し、その他必要な事項は甲、乙、丙が協議のうえ、別に定める。

この協定の締結を証するため、協定書を3通作成し、甲、乙、丙が記名・押印して、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 住所  
〇〇森林組合  
代表者 職・氏名  
〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 印

(乙) 住所  
氏名 〇〇 〇〇 印

(丙) 〇〇市(町村)  
〇〇市(町村)長 〇〇 〇〇 印

別紙1

協定の目的となる森林の区域、面積等及び施業の内容等

森林所有者	森林の所在地	林区及び 施業番号	面積	樹種	林齢	施業 内容	施業 面積	実施 時期	備考


別記1 (11)

特定機能回復事業  
林相転換特別対策（林野火災対策タイプ） 施業協定（例）

（目的）

第1条 この協定は、林相転換特別対策（林野火災対策タイプ） 施業協定（以下「協定」という。）と称し、〇〇市（町村）（以下「甲」という。）が第3条に掲げる民有林において、森林所有者（以下「乙」という。）との合意のもと、林野火災の発生及び延焼の危険度が高い地域において、防火林帯等を整備することで、森林の防火機能の向上を図ることを目的とする。協定は、甲、乙の合意により締結する。

（協定の期間）

第2条 協定の有効期間は、協定の締結を行った日から令和〇〇年〇〇月〇〇日（施業の実施年度の翌年度の初日から10年間以上）までとする。

（協定の対象となる森林及び施業等）

第3条 協定の対象とする森林は、林野火災特別地域対策事業の実施について（昭和45年6月16日付け45林野保第215号林野庁長官・消防防第344号消防庁長官通知）に基づく林野火災特別地域含まれる森林とする。

2 協定の目的となる森林の区域、面積等、施業の内容及び実施時期は別紙1のとおりとする。

3 乙は森林施業の実施後の翌年度の初日から起算して10年間は皆伐を行わないものとする。

（事業の実行）

第4条 甲は、前条に定めるところにより、誠意を持って事業を行うものとする。

（森林への立入及び施設の利用）

[新設]

第5条 甲は、第3条に定める事業の実施のために必要があるときは、対象森林に随時立ち入り又は甲以外の者を立ち入らせ、あるいは対象森林の土地及び対象森林内に設置された作業路その他の施設を使用し又は甲以外の者に使用させることができる。

(費用の負担)

第6条 事業に要する費用については、甲及び乙が協議のうえ決定する。

(災害等による損害)

第7条 協定の期間中に、火災、天災その他、甲の責めに帰し得ない事由により対象森林等に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲はその責任を負わない。

2 第3条に基づき実施した施業により、対象森林の林相が著しく変化したり、又は立木その他に損害が生じた場合にあっても、甲はその責任を負わない。

(協定に係る権利及び義務の継承等)

第8条 乙は、協定の期間中において対象森林等に地上権、質権、使用賃借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下、「権利の設定」という。）をする場合又は対象森林等について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転（以下、「所有権の移転」という。）をする場合は、甲にその旨を届け出るものとする。この場合、乙は、権利の設定又は所有権の移転の相手方に、この協定に定める権利及び義務を承継させるものとする。

2 乙は、前項の規定による権利の設定又は所有権の移転に際して、この協定を解除する場合又は前項後段の規定による所有権の移転の相手方へのこの協定に定める権利及び義務の承継がなされない場合は、第3条の整備のために要した費用を甲に支払わなければならない。

3 乙は、協定の期間中に氏名又は住所に変更があった場合は、速やかにこれを甲に書面で通知するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 乙が第3条第3項又は第8条第1項の規定に違反したときは、乙は甲の請求に従い、第3条のために要した費用の支払いに応じなければならない。

(特別の事情による協定の失効)

第10条 次の各号においては、この協定は、その全部又は一部についてその効力を失う。

(1) 対象森林等の全部又は一部が、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

(2) 火災、天災その他当事者の責めに帰し得ない事由により、対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

(その他)

第11条 この協定の運営に関し、その他必要な事項は甲、乙が協議のうえ、別に定める。



[新設]

別記1 (12)

特定機能回復事業  
林相転換特別対策（野生鳥獣被害対策タイプ）施業協定（例）

（目的）

第1条 この協定は、林相転換特別対策（野生鳥獣被害対策タイプ）施業協定（以下「協定」という。）と称し、〇〇森林組合（以下「甲」という。）が第3条に掲げる民有林において、森林所有者（以下「乙」という。）及び〇〇市（町村）（以下「丙」という。）との合意のもと、野生鳥獣の被害対策の対応として、生息環境整備のための針広混交林化や広葉樹林化、野生鳥獣の生活圏への出没を防ぐことを目的とした緩衝林帯等の整備を目的とする。協定は、甲、乙及び丙の合意により締結する。

（協定の期間）

第2条 協定の有効期間は、協定の締結を行った日から令和〇〇年〇〇月〇〇日（施業の実施年度の翌年度の初日から10年間以上）までとする。

（協定の対象となる森林及び施業等）

第3条 協定の対象とする森林は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく第二種特定鳥獣管理計画又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）に基づく被害防止計画及びこれらの計画に準ずる市町村等が作成する地域の鳥獣被害対策に係る計画又は地域の鳥獣被害対策に関する内容が含まれる計画（確実に位置づけられる見込みであるものも含む）において、頭数管理及び人の生活圏との棲み分けに係る対策が位置づけられている森林とする。

2 協定の目的となる森林の区域、面積等、施業の内容及び実施時期は別紙1のとおりとし、確実な森林造成のため必要に応じ、下刈りや獣害防止対策等を実施する。

3 乙は森林施業の実施後の翌年度の初日から起算して10年間は皆伐を行わないものとする。

（事業の実行）

第4条 甲は、前条に定めるところにより、誠意を持って事業を行うものとする。

（森林への立入及び施設の利用）

第5条 甲は、第3条に定める事業の実施のために必要があるときは、対象森林に随時立ち入り又は甲以外の者を立ち入らせ、あるいは対象森林の土地及び対象森林内に設置された作業路その他の施設を使用し又は甲以外の者に使用させることができる。

(費用の負担)

第6条 事業に要する費用については、甲及び乙が協議し決定する。

(協定を遵守するための措置)

第7条 丙は、第3条の森林施業等が計画的に実施されるよう指導及び助言を行うものとする。

(災害等による損害)

第8条 協定の期間中に、火災、天災その他、甲及び丙の責めに帰し得ない事由により対象森林等に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲及び丙はその責任を負わない。

2 第3条に基づき実施した施業により、対象森林の林相が著しく変化したり、又は立木その他に損害が生じた場合にあっても、甲及び丙はその責任を負わない。

(協定に係る権利及び義務の継承等)

第9条 乙は、協定の期間中において対象森林等に地上権、質権、使用賃借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下、「権利の設定」という。）をする場合又は対象森林等について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転（以下、「所有権の移転」という。）をする場合は、甲にその旨を届け出るものとする。この場合、乙は、権利の設定又は所有権の移転の相手方に、この協定に定める権利及び義務を承継させるものとする。

2 乙は、前項の規定による権利の設定又は所有権の移転に際して、この協定を解除する場合又は前項後段の規定による所有権の移転の相手方へのこの協定に定める権利及び義務の承継がなされない場合は、第3条の整備のために要した費用を甲に支払わなければならない。

3 乙は、協定の期間中に氏名又は住所に変更があった場合は、速やかにこれを甲に書面で通知するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第10条 乙が第3条第3項又は第9条第1項の規定に違反したときは、乙は甲の請求に従い、第3条のために要した費用の支払いに応じなければならない。

(特別の事情による協定の失効)

第11条 次の各号においては、この協定は、その全部又は一部についてその効力を失う。

(1) 対象森林等の全部又は一部が、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

(2) 火災、天災その他当事者の責めに帰し得ない事由により、対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

(その他)

第12条 この協定の運営に関し、その他必要な事項は甲、乙、丙が協議のうえ、別に定める。




[新設]

別記 1 (13)

特定機能回復事業  
林相転換特別対策（野生鳥獣被害対策タイプ）施業協定（例）

（目的）

第 1 条 この協定は、林相転換特別対策（野生鳥獣被害対策タイプ）施業協定（以下「協定」という。）と称し、〇〇市（町村）（以下「甲」という。）が第 3 条に掲げる民有林において、森林所有者（以下「乙」という。）との合意のもと、野生鳥獣の被害対策の対応として、生息環境整備のための針広混交林化や広葉樹林化、野生鳥獣の生活圏への出没を防ぐことを目的とした緩衝林帯等の整備を目的とする。協定は、甲、乙の合意により締結する。

（協定の期間）

第 2 条 協定の有効期間は、協定の締結を行った日から令和〇〇年〇〇月〇〇日（施業の実施年度の翌年度の初日から 10 年間以上）までとする。

（協定の対象となる森林及び施業等）

第 3 条 協定の対象とする森林は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）に基づく第二種特定鳥獣管理計画又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）に基づく被害防止計画及びこれらの計画に準ずる市町村等が作成する地域の鳥獣被害対策に係る計画又は地域の鳥獣被害対策に関する内容が含まれる計画（確実に位置づけられる見込みであるものも含む）において、頭数管理及び人の生活圏との棲み分けに係る対策が位置づけられている森林とする。

2 協定の目的となる森林の区域、面積等、施業の内容及び実施時期は別紙 1 のとおりとする。

3 乙は森林施業の実施後の翌年度の初日から起算して 10 年間は皆伐を行わないものとする。

（事業の実行）

第 4 条 甲は、前条に定めるところにより、誠意を持って事業を行うものとする。

（森林への立入及び施設の利用）

第 5 条 甲は、第 3 条に定める事業の実施のために必要があるときは、対象森林に随時立ち入り又は甲以外の者を立ちらせ、あるいは対象森林の土地及び対象森林内に設置された作業路その他の施設を使用し又は甲以外の者に使用させることができる。

(費用の負担)

第6条 事業に要する費用については、甲及び乙が協議のうえ決定する。

(災害等による損害)

第7条 協定の期間中に、火災、天災その他、甲の責めに帰し得ない事由により対象森林等に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲はその責任を負わない。

2 第3条に基づき実施した施業により、対象森林の林相が著しく変化したり、又は立木その他に損害が生じた場合にあっても、甲はその責任を負わない。

(協定に係る権利及び義務の継承等)

第8条 乙は、協定の期間中において対象森林等に地上権、質権、使用賃借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下、「権利の設定」という。）をする場合又は対象森林等について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転（以下、「所有権の移転」という。）をする場合は、甲にその旨を届け出るものとする。この場合、乙は、権利の設定又は所有権の移転の相手方に、この協定に定める権利及び義務を承継させるものとする。

2 乙は、前項の規定による権利の設定又は所有権の移転に際して、この協定を解除する場合又は前項後段の規定による所有権の移転の相手方へのこの協定に定める権利及び義務の承継がなされない場合は、第3条の整備のために要した費用を甲に支払わなければならない。

3 乙は、協定の期間中に氏名又は住所に変更があった場合は、速やかにこれを甲に書面で通知するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 乙が第3条第3項又は第8条第1項の規定に違反したときは、乙は甲の請求に従い、第3条のために要した費用の支払いに応じなければならない。

(特別の事情による協定の失効)

第10条 次の各号においては、この協定は、その全部又は一部についてその効力を失う。

(1) 対象森林等の全部又は一部が、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

(2) 火災、天災その他当事者の責めに帰し得ない事由により、対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

(その他)

第11条 この協定の運営に関し、その他必要な事項は甲、乙が協議のうえ、別に定める。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲、乙が記名・押印して、各自その1通を所持する。



<p>別記2 (1) 標題・本文 [省略]  第1～7条 [省略]  (森林保険料)  第8条 乙は、この事業地を対象とした森林保険に甲を被保険者として加入<u>に努める</u>ものとする。  以下 [省略]</p> <p>別記3・4 [省略]</p> <p>別記5 標題・本文 [省略]</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 特定機能回復事業の森林緊急造成、被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備及び林相転換特別対策 10年間</p> <p>2 [省略]</p>	<p>別記2 (1) 標題・本文 [省略]  第1～7条 [省略]  (森林保険料)  第8条 乙は、この事業地を対象とした森林保険に甲を被保険者として加入<u>する</u>ものとする。  以下 [省略]</p> <p>別記3・4 [省略]</p> <p>別記5 標題・本文 [省略]</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 特定機能回復事業の森林緊急造成、被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備及び林相転換特別対策 <u>(特定スギ人工林)</u> 10年間</p> <p>2 [省略]</p>
---	--